

事務連絡
令和3年2月16日

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

社会福祉施設への退院受入支援事業について

平素は、高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に尽力いただきまして感謝申し上げます

さて、新型コロナウイルス感染症患者の退院受入については、「新型コロナウイルス感染症患者が退院する場合の介護施設での受入円滑化等について（緊急協力依頼）」（令和3年1月22日付け高第1011号の30号）によりご協力をお願いするとともに、退院患者を受け入れていただいた施設に対し1名あたり10万円を支援する「社会福祉施設への退院受入支援事業」を実施する予定としている旨をお知らせしているところです。

つきましては、当該事業の推進にあたり、下記についてご理解いただき、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 事業の概要

(1) 目的

入院病床使用率の高い水準が継続し、厳しい運営状況にあることから、退院基準を満たした患者の社会福祉施設への受け入れを円滑にするため、緊急事態措置期間中に退院者を受け入れた施設に対し、支援金を支給する。

(2) 支給対象者（高齢者施設関係）

以下の要件のどちらも満たす入所施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所）

①新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下の期間（令和3年1月14日から令和3年3月7日まで（ただし、宣言が延長、途中解除された場合はその宣言解除の日まで。なお、宣言下であっても令和3年3月31日までを終期とする））に医療機関から新型コロナウイルス感染症からの回復者の受け入れを行うこと。

②原則、10日間の入所（健康管理）を行うこと。ただし、10日を待たずして身体状態等が回復し、本人合意のもと早期に退所した場合はこの限りではないこと。

(3) 支給額

受け入れ1人につき100,000円（定額）

- 2 申請手続き等
近日中に別途お知らせします。
- 3 留意事項
別紙をご参照ください。

【問合せ先】

兵庫県健康福祉部少子高齢局
高齢政策課 介護基盤整備班 高年施設担当
TEL 078-341-7711(内線 2974)
FAX 078-362-9470
メ-ル koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp